

利用料金の種別について  
(大阪市立長居公園地下駐車場)

## (1) 利用料金の種別

### ①一時駐車料金

- ・一時利用に適用する基本の駐車料金である。
- ・一日当たりの上限料金や時間帯ごとの上限料金等を設定することも可能である。
- ・入庫及び出庫の受付日及び受付時間以外の日及び時間を設定する場合は、受付時間外の駐車料金については入庫及び出庫ができないことに鑑み、適当な料金を設定すること。

### ②普通回数券料金

- ・普通回数券は、発行する駐車場でのみ使用可能なものである。
- ・普通回数券を発行するか否か、及び発行する場合の券種（1枚あたりの金額）の設定を提案できる。なお、普通回数券を発行しない場合においても、当該駐車場において過去に発行された普通回数券による支払いには応じなければならない。
- ・現在、大阪市立長居公園地下駐車場において普通回数券は発行していないが、指定管理事業者は新たに普通回数券の発行についての提案を行えるものとする。ただし、大阪市立駐車場条例または大阪市立駐車場条例施行規則に反しない範囲で自由に提案できるが、発行に際しては市長の承認を得る必要がある。

### ③共通回数券料金

- ・共通回数券は市内 29 か所（令和 2 年 3 月現在）の市立駐車場等で共通して利用できるプリペイドカードである。
- ・共通回数券の作成及び取り扱いに関する事務（集計等）は、本市で行っている。
- ・共通回数券の料金は下記のとおりで、変更はできない。

利用額	発売額
3,300円分	3,000円
5,500円分	5,000円
11,000円分	10,000円

- ・共通回数券の販売代金は、月ごとに本市へ納付することとする。指定管理事業者の収入にはならない。
- ・各駐車場における共通回数券の利用実績に応じた金額を、月ごとに本市から指定管理事業者へ支払う。本市から月ごとに支払われる共通回数券精算額が指定管理事業者の収入となる。なお、共通回数券精算額とは、共通回数券による利用額の 10/11 相当額となる。

### ④定期駐車券料金

- ・定期駐車券は、長居公園地下駐車場でのみ使用可能なものである。いわゆる月極契約と異なり、駐車スペースを特定するものではない。駐車場が満車の場合、定期駐車券利用者は一時利用者と同様に、空きが出るまで待つこととする。ただし、車庫証明付きの定

期駐車券はこの限りではない。

- 定期駐車券を発行するか否か、並びに発行する場合の券種及び金額の設定を提案できる。  
現在、長居公園地下駐車場において発行している定期駐車券の種類は、全日定期券、平日定期券であるが、指定管理事業者は新たな種類の定期駐車券についての提案を行えるものとする。
- 現在発行している定期駐車券の通用期間は1か月であるが、1年以内の通用期間の定期駐車券を新たに発行することも可能である。
- 駐車場の特定エリア（複数台以上）に限定して利用可能な定期駐車券を発行することも可能である。
- 一定台数以上の定期契約者に対する定期駐車券料金の割引を提案することも可能である。
- 定期駐車券料金の分割払いは、原則認められない。
- 定期契約台数について、明確な上限設定はないが、駐車場の利用状況に照らし、一時利用者による利用が不当に制限されない程度に留めること。また、満車状態が頻発する場合は、定期駐車券購入者が満足に利用できない事態が生じるおそれがあることから、契約台数の管理や発行時の説明には十分留意すること。

※別添資料「V 大阪市立長居公園地下駐車場の管理運営に関する事項」、別添資料「V-1 大阪市立長居公園地下駐車場管理運営業務仕様書」において、「利用料金」とは上記のうち「①、②、④の和」とし、「利用料金等」とは「利用料金と③の和」とする。

## （２）車庫証明の発行

市立駐車場は、基本的に一時的駐車需要に対応するために設置された施設であるが、施設の有効利用の観点から、本市の承認を得た上で、車庫証明付き定期駐車券の発行に関する提案を可能とする。なお、現在、長居公園地下駐車場においては、車庫証明付き定期駐車券を発行していない。

また、車庫証明付き定期駐車券の発行については、以下の留意事項に沿って提案することとする。

- ①市立駐車場は、一時的駐車需要に対応するために設置された施設であることから、現在車庫証明付き定期駐車券の発行を認めた場合も、新規発行を行わないよう要請することがある。
- ②車庫証明の発行にあたっては、当該駐車場の位置する地区の所轄警察署長の了承を得なければならない。
- ③原則として、車庫証明付き定期駐車券の利用者が、24時間入出庫できるようにしなければならない。（現在の、長居公園地下駐車場の入出庫可能時間は7:00から23:00である。）
- ④原則として、車庫証明付き定期駐車券の利用者に、駐車場への入庫待ちをさせることはできない。

- ⑤車庫証明付き定期駐車券の発行分と同数分のエリアを確保することとする。原則として、特定の駐車枠に特定の個人または特定の法人の名称を掲示することはできない。
- ⑥利用者に対しての車庫証明発行主体は、指定管理事業者となる。
- ⑦車庫証明の発行手数料を別途徴収することはできないが、車庫証明の発行を伴わない定期利用と料金設定に違いを設けることは可能である。